

# 登園許可願

(インフルエンザ用)

倉吉東こども園 園長様

園児氏名： \_\_\_\_\_

( ) 歳 生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

①発熱期間： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

②インフルエンザと診断された日： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(検査した場合： A型・B型・不明)

上記病名にて \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より 医療機関 \_\_\_\_\_

において治療を受けていましたが、病状が回復し、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

より登園いたします。

記入日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保護者氏名： \_\_\_\_\_ (印)

※氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において署名は必ず本人が自署するものとする。

## 参考資料

### ●インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、園を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

平成24年度より出席停止基準が変更され、インフルエンザの場合は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで」と変更されました。

これにより、「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後3日を経過」の両方を満たす期間、登園する事ができません。処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウィルスはまだ感染者の体内にあり、どんなに早く熱が下がったとしても、最低、発症した後5日は出席停止となります。

熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。

(下表の例4、例5参照)

医療機関受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合		解熱	1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後2日目に解熱した場合			解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後3日目に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK	
発症後4日目に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK

★保育園・幼稚園・こども園児の場合は、インフルエンザ発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日が経過していることが必要です。